

議案第 5 4 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 3 年 9 月 2 2 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成 2 2 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 スポーツ振興センター所長及びスポーツ振興センター次長専決事項の表 3 の項第 2 号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

提案理由

スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）の施行により体育指導委員の名称がスポーツ推進委員に変更されたことに伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。